

平成31年度 国立大学法人筑波技術大学 年度計画

(注) □内は中期計画, 「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

学士課程

【1】障害に配慮したきめ細かい指導・支援（戦略性が高く意欲的な計画）

聴覚・視覚障害者の障害特性と発達特性に即した指導を行う。

聴覚障害学生に対しては、専任教員は授業において手話を使用し、パワーポイントや資料配付、板書などの視覚的情報を用いるとともに、補聴器や人工内耳を通して聴覚活用が可能な学生に対しては、補聴援助システムを利用する。また学外の非常勤講師の授業、学外講師による講座等においては、最新の技術を活用した PC 文字通訳や高等教育レベルの学術的内容を訳出できる通訳者による手話通訳を実施する。

視覚障害学生に対しては、専任教員は授業において話しことばによる説明を中心とし、学生個々の見え方や情報リテラシーに応じて点字、拡大文字、電子ファイル、録音の資料を配付する。さらに視覚情報を補うために、点図や立体コピーによる触図を用いるとともに、可能な限り対象物に触れて理解する機会を設ける。また、学外の非常勤講師の授業、学外講師による講座等においては、事前に教材のメディア変換を実施する。

さらに個々の学生の障害状況に配慮した指導・支援を実施するため、少人数クラス編成、クラス担任・副担任制、アカデミックアドバイザー制を整備する。また複数の障害を併せ有する学生に対しては、特別支援委員会及び保健管理センターとクラス担任等が連携し、授業参加及び学生生活における課題について個別に対応する。

- ・ 【1-1】 個々の学生や複数の障害を併せ有する学生への支援体制を調査・検証して、さらなる改善内容を具体的に検討した上で、検証結果を基に、個々の学生及び講義内容に応じた講義手段や複数の障害を併せ有する学生に対する講義手段の活用等に係る調整を行うとともに、情報保障支援体制の所要の再構築に着手する。
- ・ 【1-2】 視覚障害学生に対しては、少人数による双方向の授業を行い、話しことばによる説明を中心とし、学生個々の見え方や情報リテラシーに応じて点字、拡大文字、電子ファイル、録音の資料を配布するなど、情報リテラシーを高めるための講義を継続して実施する。
また、視覚情報を補うために、点図や立体コピーによる触図を用いるとともに、可能な限り対象物に触れて理解する機会を設ける。
- ・ 【1-3】 少人数クラス編成（10～20名）、クラス担任・副担任制、アカデミックアドバイザー制（教員1人：学生3～5人）の体制の下、きめ細かい学修支援を行う。
また、複数の障害を併せ有する学生に対しては、特別支援委員会及び保健管理センターとクラス担任等が連携し、授業や学生生活の課題について個別に対応する。さらに現状の支援体制について検証し、課題を抽出する。

【2】体系的で一貫性のある教育課程の編成

入学から卒業まで、教養教育から専門教育までの全ての段階を通して一貫したカリキュラムポリシーに基づいた教育課程を編成する。

幅広い教養の涵養、基礎学力の伸長、障害理解及び健康の維持・増進に必要な教養科目を再編成する。

各専門分野の技術の高度化、専門化等社会のニーズに柔軟に対応できる専門的知識・技術とその応用能力を育成するため、1年次からの系統的な専門教育科目を編成する。

また、個々の学生の適性や目標に応じた学修プログラムに対応したコースや履修モデルを作成する。例えば、産業技術学部産業情報学科では情報科学、機械工学、建築工学の3領域に、保健科学部情報システム学科では「ソフトウェア開発コース」、「インターネットテクノロジーコース」などの5つのコースに細分するなど、全学科で履修コース・モデル等を設定する。

- ・ 【2-1】 学部改編に向けて作成した両学部の学科・専攻の教育課程が適切に実施できるように具体的な体制を整備する。

【3】多様な教育課程の編成

理学療法士国家資格取得など社会人の学び直しのための2年次編入学、特別支援学校専攻科修了者の3年次編入学を平成28年度中に実施し、その他医療系の複数の資格取得希望（はり師・きゅう師と理学療法士）、中途視覚障害者や社会人の学び直し・キャリアアップなど、多様な教育課程を設置する。

- ・ 【3-1】 産業技術学部では、特別支援学校専攻科修了者の3年次編入学試験を継続して実施し、3年次編入学学生の教育を実施する。
保健科学部では、2年次編入学、3年次編入学を継続するとともに、鍼灸学専攻の2年次編入学学生の教育を実施する。

【4】障害に配慮した適切な成績評価の実施

授業科目のシラバスを障害学生が確実に閲覧できるよう、個々の学生の障害に配慮した記載冊子及びウェブ表示とする。視覚障害学生に対しては点字版の添付、文字音声変換を行う。聴覚障害学生に対しては読みの能力に配慮した具体的な記述をする。

成績評価はシラバスに沿って厳密に行う。A+からDまでの5段階評価とし、A+は履修学生の10%程度とする。また成績優秀者、成績不振者の基準を明確にする。なお、試験、課題等の成績評価に際しての手法の適用においては、個々の学生の機能的障害に起因する困難状況に配慮する。

また、卒業においては、鍼灸学、理学療法学では各国家試験レベルに十分対応できることを条件にするなど、各学部のディプロマ・ポリシーに基づき、質を保証した学位を授与する。

- ・【4-1】 産業技術学部では、シラバス作成要領に基づき、引き続き個々の教員がシラバスの内容を精査し、分かりやすい内容、成績評価に関する記述の明確化、複数の障害を併せ有する学生への対応等が確実に行われるようにするとともに、シラバスをウェブ表示により提供する。
- ・【4-2】 成績評価はシラバスに沿って厳密に行うことを継続し、前年度に引き続き成績分布を学期ごとに調査し、情報を蓄積する。
また、試験、課題等の成績評価に際しての手法の適用においては、個々の学生の障害に起因する困難状況に配慮するとともに、前年度に抽出された課題についての改善方法を提案する。
- ・【4-3】 保健科学部保健学科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、国家試験にも対応できるレベルの質を保証した学位を授与する。
また、学修不振者の支援と指導を実施する。

【5】 アクティブラーニングの更なる発展と障害に即した手法の開拓（戦略性が高く意欲的な計画）

専門委員会を設置し、本学で行われている聴覚・視覚障害学生を対象としたアクティブラーニングの現状を整理するとともに、学生の障害特性、発達の特性に即した手法を開拓する。

具体的には、少人数教育の利点を活かした双方向の講義、演習、実験、実習、実技等を行うとともに、聴覚障害・視覚障害に起因する情報伝達、情報保障に配慮したディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション、ディベート、反転学習、課題研究、他の教育機関との遠隔協調授業、高大接続教育プログラムなどを授業において展開する。

- ・【5-1】 学生の障害特性、発達の特性に即したアクティブラーニングの手法の開拓を引き続き実施するとともに、前年度までの調査結果及び研修会の開催実績等を冊子にとりまとめ、公表する。
- ・【5-2】 高大接続教育プログラムの一環として特別支援学校等で学ぶ生徒を対象としたアクティブラーニング等を実施するとともに、前年度の検証結果を踏まえ、その内容・方法等の改善を行う。

【6】 キャリア教育（戦略性が高く意欲的な計画）

授業、各種講座、講演会、インターンシップ、職場実習、学外者との交流事業、アカデミックアドバイザー制度、ポートフォリオを通して、障害学生の人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力を育成する。さらに障害関係科目及び卒業生等を講師とした講座等を通して、障害に起因した活動参加制約を打破するためのセルフアドボカシースキルの向上をはかる。

- ・【6-1】 キャリアマトリクスシートに沿った教育、支援を実施し、障害理解啓発能力については、具体的な内容を1年時の授業科目から取り入れるとともに、授業だけでなくセミナー等においても、自己理解・自己管理能力の向上を図る。

【7】グローバル人材の育成

国際交流協定校との海外短期留学、留学生短期受入れ制度および英語サロン、TOEIC 対策講座などを積極的に活用し、外国語によるコミュニケーション力や異文化理解などの教養を身につけたグローバル人材を育成する。

- ・【7-1】 グローバル人材育成のため国際交流加速センターのもとで、海外の交流協定校を中心に学生の派遣・受入をさらに積極的に推進し、外国人との国際交流を進める。
また、国際シンポジウムや講演会に参加する機会を増やし、現在実施している英語サロン、TOEIC 対策講座、留学準備講座（アメリカ手話講座）なども併せて積極的に参加を促し、異文化理解などの教養を身につけた学生を育成する。

修士課程（大学院）

【8】教育課程の改訂

産業技術学専攻においては、産業界においてリーダー足りうる能力を備える人材を育成する。障害者支援研究と工学・科学等との融合、人間とシステムとの相互インターアクション、人間の行動及び創造的活動を支援するシステムの構築といった学際的領域の科目を設定する。

保健科学専攻においては、現代医学と東洋医学のバランスが取れた講義と演習、急速に進歩する医療に対応する基礎医学分野、最新の視覚障害補償機器に関する講義等を設定する。

情報アクセシビリティ専攻においては、これまで筑波技術大学が培ってきた聴覚・視覚障害者のための情報保障に関する知見と学内外における情報保障支援の実績を基に、手話、点字、文字、音声といったメディアの変換や通訳の技術、障害と心身機能、発達の特性、活動制限、参加制約等の障害者支援に関わる基盤的知識を修得した上で、情報保障の具体的手法について学修する科目を設定する。上記の教育課程の改訂は、平成 31 年度までに行う。

- ・【8-1】 産業技術学専攻においては、学部の組織見直しの動向に合わせて、学際的領域の履修モデルを検討する。
保健科学専攻においては、医療現場を経験した社会人、特別支援学校専攻科現職教員、留学生にも受講しやすい授業形態を設定し、実施する。
情報アクセシビリティ専攻においては、現行の教育課程について授業担当者間で 3 年間の総括を行い、必要に応じて講義・演習科目を追加・削除する。

【9】適切な成績評価等の実施

教育の質の保証のためすべての授業科目のシラバスを充実させ、修士論文審査には最終報告、中間報告等の複数回の発表の機会を設け、明確な成績評価基準により学生の学修を評価する。なお、試験、課題等の成績評価に際しての手法の適用においては、個々の学生の機能的障害に起因する困難状況に配慮する。

- ・【9-1】 教育の質の保証のため、改訂前後のシラバスを比較検証して、さらなる課題の洗い出しを行うなど、すべての授業科目のシラバスをさらに充実する。

また、学生の個々の状況に配慮した学修・研究環境整備及び授業の実施により、適切な成績評価を行うとともに、複数回の発表会や明確な成績評価基準による評価を基に、修士論文審査を行う。

【10】 高度で質の高い就労支援

民間企業における高度専門職，教育・研究機関における教職，研究職，医療機関におけるコメディカル職への就職ができるよう，研究指導教員，副指導教員と就職支援担当の教職員が連携して個別の支援を行う。

- ・ 【10-1】 研究指導教員，副指導教員と就職委員会が連携し，前年度に策定された個別の支援策に基づいた支援を実施する。
また，具体的な支援を通して，大学院修了予定者の就労支援における課題を検証する。

【11】 社会人の学び直しによる情報保障分野の人材育成（戦略性が高く意欲的な計画）

情報アクセシビリティ専攻では，ICT（Information and Communication Technology）を活用した遠隔授業，e-ラーニング，休日集中授業などの社会人学生が学びやすい環境を平成 30 年度までに整備し，聴覚・視覚障害者の支援業務や支援システム開発・研究に関わる分野の人材を育成する。

- ・ 【11-1】 聴覚・視覚に障害がある社会人のためのリカレント教育を実施する。

【12】 特別支援学校専攻科教員の専門性向上

技術科学研究科保健科学専攻に，現職教員（盲学校・特別支援学校専攻科理療科教員）の専門性向上，学位取得のための鍼灸学コース（リカレント教員対象（仮称））の導入に向け，現場の教員のニーズなどを具体的に分析し，平成 31 年度までの設置を目指して取り組む。また，教員免許制度の見直しの議論も踏まえ，専門性の高い理療科教員を含む教員養成に向けた取り組みを行う。

- ・ 【12-1】 鍼灸学コース（リカレント教員対象）の教育内容・方法等の問題点と課題を明らかにし，改善点を検討する。
また，理療科教員も含めた専門性の高い教員養成に向けて，関係機関等との意見交換を継続的に進めていく。

【13】大学院教育のグローバル化

産業技術学専攻においては、音声言語の修得に困難を伴う聴覚障害学生の特性に合わせた本学独自のグローバル化の在り方ならびに教育方法を検討し、その結果に基づく教育改善を図ることにより大学院教育のグローバル化を推進する。他専攻においては、英語による研究ノート作成、研究討議など英語に触れる機会を増やし、国際学会等での発表を推進する。また、主にアジア地域からの留学生の受け入れ態勢を整えるとともに、本学協定校と大学院間での人的・研究交流を促進する。

特に、保健科学専攻鍼灸学コースでは、アジア（モンゴルなど）からの視覚障害（全盲）留学生が多く、本学授業において日本語・英語でのコミュニケーション困難に加え、研究遂行にあたり日・英の論文読解・執筆、複雑な専門用語の理解、文献検索等に課題がある。そのために主・副指導教員などの複数指導教員体制、研究補助者・チューター配置、日本語補講、日英の音声読み上げソフト利用など、多面的な配慮を行う。

- ・ 【13-1】 受入れ留学生に対する日本語習得のための支援体制構築を進める。

また、保健科学専攻鍼灸学コースでは、前年度までに実施した教育実践の成果を検証するため、修士課程を終了した留学生を対象に、アンケート調査等による現況把握を行うとともに、教育および指導上の改善点を検討する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【14】教育方法の改善と適切な教職員の配置等

効果的な教員の配置により、障害の特性に応じた教育方法の改善・開発を更に推進する。また、教職員を対象とした組織的な研修の実施、TA（Teaching Assistant）などの教育補助者の積極的活用により、少人数授業の中でよりきめ細かく個別対応を実施する。

このために、特に複数の障害を併せ有する学生の対応にあたっては、視覚障害学生の教育を担う春日キャンパスと聴覚障害学生の教育を担う天久保キャンパス間で教育資源や情報を共有して教育を行う。また他機関とも連携し、教育に関するリソースを共有する。

- ・ 【14-1】 効果的な教員の配置等について引き続き検討するとともに、専門委員会を設置し、障害の特性に応じた教育方法の改善・開発の推進に着手する。

また、TA・SAなどの教育補助者のより積極的な活用方法の可能性と課題について具体的に検討する。さらに、複数の障害を併せ持つ学生の対応について、体制を整備する。

【15】教育活動の評価

教員相互の授業参観や学生による授業評価等の内容を教員と学生にフィードバックし、授業の改善や就職・進路指導の改善に役立てる。また、教育成果の評価方法に関する研究プロジェクトを立ち上げ、教育の成果や効果を組織的に検証し、その結果を研修等により教員間で情報共有し、組織として教育活動の改善に取り組む。

- ・【15-1】 教員相互の授業参観や学生による授業アンケート等を継続して実施し、学部・学科組織での検証を経て、その内容を教員と学生にフィードバックすることで授業の改善等に役立てるとともに、前年度までの実施状況を踏まえて、全学として実施方法の見直しを図る。
- ・【15-2】 本学の抱える課題の解決に資するため、学修成果に関するデータについて、入学—在学—卒業という一貫した支援を意識した収集・分析を行うとともに、それらデータの蓄積と電子ファイル化を進める。

【16】 障害者の教育に必要な知識・技術を高めるための研修の実施

教育内容に関する専門性と併せて、「障害特性を理解し、各学生の障害に起因する能力及び発達の特性に即して教育する知識・技術」、「手話・点字など、情報を保障するための知識・技術」等をさらに高めていくための研修や評価を行う。

- ・【16-1】 前年度に実施した研修会のアンケート結果を参考に、研修内容の妥当性・有効性等について検討を行った上で、教職員のニーズに合わせた研修を実施する。

【17】 教育設備の整備、情報ネットワーク等の活用

先進的な情報保障システム、e-ラーニング等の導入を進めるなどにより、聴覚・視覚障害者の教育に必要な設備の充実を図るとともに、自由にアクセスできる情報システムやインターネットを十分に活用できる学修環境を整備する。

- ・【17-1】 前年度に検討した情報保障システム及び e-ラーニングシステムの導入のための計画を策定する。

【18】障害者高等教育研究支援センター

聴覚障害系では、聴覚障害学生に対して補聴相談、聴覚管理（聴力検査等）、個別コミュニケーション指導（発音・手話・コミュニケーション方略等）を実施する。就職活動に際して、学部・大学院学生を対象とした SPI 模試・対策講座、各種就職講座を開催する。学外の聴覚障害児等に対する支援として、補聴相談、コミュニケーションに関する相談、職場適応に関する相談等に対応する。また特別支援学校等の特別支援教育関係学校、学級の求めに応じて講師、助言者を派遣する。情報保障に関しては、障害者高等教育研究支援センターが開発したモバイル型遠隔情報保障システム、リアルタイム字幕提示システムに最新の技術を組み込んだ改良を加え、学内外の支援に活用する。他大学の聴覚障害学生支援においては、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）の活動母体として、ネットワークの活動を活性化し、地域ネットワークの形成支援、モデル事例の構築、個別大学への支援・相談対応等の事業を推進するとともに、各事業で得られたノウハウを蓄積し、これを成果物（冊子、DVD メディア、ウェブサイト掲載コンテンツ）として全国に発信する。

視覚障害系では、視覚障害学生の要望に応じて、学習に必要な資料を点字、拡大文字、録音など各種メディアに変換する事業を実施する。この事業を促進するために点訳・朗読ボランティアの養成のための講習会を開催する。視覚障害学生の学修における能力向上のために、点字、情報機器、歩行に関する指導を通して情報リテラシーや移動に関するスキルの習得を支援するとともに、学生生活や進路に関わる福祉・就労分野の情報提供や支援を行う。情報技術を活用した視覚障害学生の修学環境の改善のため、科学技術文書処理システムやコンピュータ言語教育システムなどの教育・学習支援システムの開発に取り組む。全国の視覚障害学生の修学環境の向上を目指し、これらの障害者高等教育研究支援センターにおける教育研究の知見や技術、システム開発の成果を提供する。高等教育機関の障害学生支援に関する相談に対応するとともに、全国の教職員向けに研修会を実施して障害学生支援の技術や考え方を発信する。さらに、視覚障害学生が在籍する大学間の連携やネットワークを構築する。

教育関係共同利用拠点事業「教育アクセシビリティの向上を目指すリソース・シェアリング（H27年～H31年度）」により障害者高等教育研究支援センターがこれまで蓄積している教育的リソースや支援ノウハウ（ろう者学、聴覚障害学生向け TOEIC 対策講座・留学準備、語学指導法、視覚・聴覚障害学生のスポーツ指導法、情報保障者養成、障害補償・教育支援機器、キャリア教育）に関するリソースライブラリを構築する。これらの成果をワークショップ、シンポジウム、FD（Faculty Development）・SD（Staff Development）研修会等を通して全国に発信する。

- ・【18-1】 学生に対する補聴相談、コミュニケーション指導等を行うとともに、補聴システムの更新を目指す。
また、学外に対しては、聴覚障害教育に特化した情報保障支援、聴覚障害児童・生徒・学生に対する教科学習支援などを行うとともに、FD研修を実施する。
- ・【18-2】 情報をより効率的に活用できるスキルを学生に獲得させるため、障害学生に適した情報リテラシー教育に関するシステムや教育方法の開発に取り組む。

- ・【18-3】 教育関係共同利用拠点事業「教育アクセシビリティの向上を目指すリソース・シェアリング」の最終年として、本センターが蓄積してきた教育的リソースや支援ノウハウの効果を検証するとともに、2020年度からの拠点事業申請を行う。

【19】 附属図書館の整備

附属図書館における聴覚・視覚障害学生のための情報保障を視野に入れた環境整備、ラーニングコモンズ、アカデミックコモンズとしての機能整備などの検討を進め、実現する。

- ・【19-1】 天久保キャンパスでのラーニングコモンズ設置について計画案と予算措置を検討する。
また、授業での図書館リソース活用を学内で推奨する。さらに、大学学習資源コンソーシアム（CLR）の会員として、他大学及び教育利用に関する著作権等管理協議会等と連携して、大学の教育資源の利活用促進と著作権処理に関する情報収集を行う。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【20】 学生の生活全般に対する教員の指導力を向上させる研修の実施

障害の特性について深く理解し、実際の指導の事例を共有することにより、学生の生活全般に対する教員の指導力を高め、個々の学生に対応した指導を行うためのFD研修などを実施する。

- ・【20-1】 前年度までに蓄積した知見等を基盤として他大学等から講師を招聘し、当該現場での対応や実態を参考としつつ、さらなる問題意識を自覚してもらうため具体的な検討を行い、研修内容を明確にしたFD研修を実施する。

【21】 学生相談・助言・支援の組織的対応

個々の学生の障害の状態や能力を的確に把握するとともに、授業時間外においても学生からの意見や要望により丁寧な対応ができるように、アカデミックアドバイザー、チューター、オフィスワーカー、相談窓口を活用し、学生一人ひとりをきめ細かく支援する。リメディアル教育が必要な学生にはチューター等を配置し、補習的学修を実施する。

- ・【21-1】 障害学生支援室、合理的配慮対応組織、学生に対する特別支援委員会等の役割を整理し、学生にわかりやすい窓口、具体的な対応フローを作成する。
- ・【21-2】 リメディアル教育や補習が必要な学生には継続的に補助的学修を実施するとともに、学生の質保証のための改善すべき課題を検討し、学びへの意欲向上や目標達成への刺激策を図る。

【22】身体面・精神面の健康管理

キャンパス毎に設置されている保健管理センターにおいて、医師・看護師・カウンセラーにより学生一人一人の身体面及び精神面の健康相談に対応する。入学直後より希望する学生の全員を対象に、専門医による聴覚障害、視覚障害の相談窓口を設け、定期的に対応する。また、補聴器、ルーペなどの聴覚・視覚情報保障機器の相談については情報保障を専門とするスタッフが専門医と連携のもと障害に応じて対応する。さらに、精神障害、内部障害等を有する学生には、医師、看護師等の保健管理センタースタッフが個々の障害に応じて対応する。特に急病時の対応については、近隣病院等との連携のもと保健管理センターのみならずクラス担任、副担任、アカデミックアドバイザー教員等による病院受診支援も含めて対応する。

- ・ 【22-1】 眼科、耳鼻科専門医の定期診療及び情報保障機器の専門スタッフと専門医との連携による相談を実施するとともに、前年度に抽出された課題を基に実施方法を修正する。
また、聴覚補償機器の充実を図り、耳鼻科専門医との連携を強化する。
- ・ 【22-2】 精神障害、内部障害等を有する学生には、医師、看護師等の保健管理センタースタッフが個々の障害に応じて対応し、当該学生の現状を評価するとともに、必要に応じて担任等を中心に学業への配慮を行う。
また、医療面については、保健管理センタースタッフが医療機関の紹介を行うとともに、附属医療センター、近隣病院等の連携のもと保健管理センターのみならず、クラス担任、副担任、アカデミックアドバイザー教員などの担任教員団等による病院受診支援も含めて対応する。さらに、保健管理センターにおいて、適切な受診先病院の選定など医療支援体制を構築する。

【23】聴覚障害学生のコミュニケーション能力の向上に関する指導、支援

本学に在籍する聴覚障害学生の聴覚管理、補聴器管理、FM補聴システムおよびデジタルワイヤレス補聴システムの活用を通して聴覚活用支援を行う。併せて聴力の変化、コミュニケーションに関する補聴相談を行う。

また、学生のニーズに即して手話、発音、読話、筆談等のコミュニケーション技術を高めるための個別コミュニケーション指導を実施する。これらの指導、支援を通して個々の学生の総合的コミュニケーション能力を高めるとともに、社会的文脈（相手や状況等）に即したコミュニケーションの方略を修得させる。

- ・ 【23-1】 新入生を対象としたコミュニケーション調査に加え、二年次から四年次生に対しても調査を実施し、入学時から卒業年次に至るまでの個々の学生のコミュニケーション特性の縦断的变化を把握する。

【24】視覚障害学生の学習と学生生活支援

視覚障害に起因する学習上の困難を克服するため、点字、触図、パソコン読み上げソフト、DAISY (Digital Accessible Information System) などの活用に関して支援をする。また、学生生活を円滑に送れるようにするために必要な点字の読み書きや弱視用機器、パソコンの活用、白杖による歩行訓練など視覚障害を補償するための技能に関する支援をする。

- ・【24-1】 視覚障害学生の支援事業について、学科・専攻からの評価を調査・分析し、支援を充実するための事業計画を策定する。
また、平成 28 年度から平成 30 年度までに実施した視覚障害を保障する技能習得支援の課題を抽出する。さらに、アクセシブルな教材や機器を活用したアクティブラーニング環境を図る。

【25】 聴覚・視覚障害以外の障害を併せ有する学生の支援

産業技術学部には聴覚の他に視覚の障害を併せ有する学生、保健科学部には視覚の他に聴覚の障害を併せ有する学生、さらにそれぞれの学部に聴覚・視覚以外の障害（発達障害、内部障害など）を併せ有する学生が近年入学する傾向がある。

そのような学生個々の障害に応じた学修環境を整備し、さらには、学修に対する支援を行う。このために特別支援委員会を組織し、クラス担任、副担任、アカデミックアドバイザー及び保健管理センターが連携し、個々の学生をフォローアップする。具体的な手法として、聴覚障害と視覚障害を併せ有する学生においては、補聴援助システムによる聴覚補償援助やタブレット PC を使用した拡大文字表示、聴覚障害または視覚障害と発達障害または学習障害を併せ有する学生に対しては、クラス担任、副担任、アカデミックアドバイザー等による生活・学修における具体的な困難場面の把握とそれに対する学生本人への個別指導、授業担当者等への配慮要請を行う。

また、視覚障害学生の場合、内部障害を有し、透析や自己注射などの医療管理を必要とすることも多く、学修、生活面に加え、医療・健康面での支援も行う。

- ・【25-1】 盲ろう学生や聴覚・視覚障害以外の障害を併せ有する学生への支援体制について、見直し前後の対応状況を比較検証し、抽出された課題に対し必要に応じて体制を再構築するとともに、これまでの支援の取組に関するまとめを行う。
また、前年度までに蓄積された個別指導を行う上での問題点を検討し、その改善方法を検討する。

【26】 就職・就労支援

進路・就職に関する講座、講演会、ガイダンス、セミナー等、学生が主体的に参加し自ら提案する方式に発展させるとともに、コミュニケーションや情報伝達上のハンディキャップを解決、改善するためのセルフアドボカシースキルに関する内容を盛り込む。さらに学生の障害特性、キャリア発達特性に即した個別の面接指導、進路・就職相談の体制を充実させ、産業技術学部においては、就職率 90%以上とする。

また、保健科学部においては国家試験など資格試験の合格率を全国平均以上の高い水準に維持し、学修意欲の高い学生には大学院等への進学を奨励する。

これらの取り組みにより、聴覚・視覚障害者の職域拡大に努め、インターンシップなどを通して職業指導を充実させる。

卒業生支援の一環として、各地のハローワーク、障害者職業センターと連携し、卒業生の職場適応を促すための職場の障害理解啓発を行うとともに、個別の相談に応じた就労支援を実施する。

- ・【26-1】 前年度に行った就職及び就労に関する指導・支援に係る再検討の結果を反映した目標項目に沿って、指導及び支援を実施する。
特に、セルフアドボカシースキルの育成に関しては、職場環境等の変化及び進化と学生の障害特性、キャリア発達特性とを関連させて、時代に即した個別支援を実施する。
- ・【26-2】 産業技術学部では、卒業生の就職率 90%以上を目指し、民間企業や公的機関などの事業所等との連携体制を充実するとともに、多様化する学生の障害特性、キャリア発達特性に対応した個別指導、就職相談を実施する。
- ・【26-3】 卒業生支援の一環として、各地のハローワーク、障害者職業センターと連携し、卒業生の職場適応を促すための職場の障害理解啓発を行うとともに、個別の相談に応じた就労支援を実施する。

【27】 障害学生の職域拡大

これまで、本学学生が就職した業種以外の職域への就職実績をつくる。

具体的には、聴覚障害系においては、製造業、情報通信分野業に加え、雇用ニーズが高まっている金融、保険、サービス業等の業種への就職支援を行うとともに、志望者が増加している地方自治体等の正規職員としての採用を目途とした障害者雇用枠における公務員試験対策講座を実施する。視覚障害系においては、医療従事者としての就職に加えて企業等のヘルスプロモーション領域への職域拡大を図るとともに、情報、通信、サービス業等の業種への就職支援を行う。

このためにハローワーク、学生職業センター、企業、医療機関、国・地方自治体等と連携し、就職支援担当の教職員との間で求人、求職状況の情報を交換する。また、障害学生の雇用を促進している事業所を対象とした大学説明会を実施し、企業等の参加を 70 社以上に、学内における会社説明会、情報交換会については企業等の参加を 50 社以上に拡充する。

- ・【27-1】 参加数 70 事業所以上を目指し、民間企業や公的機関などの事業所等向け大学説明会を開催するとともに、ハローワーク等の協力を得て、本学教員と事業所人事担当者との連携体制を構築し、聴覚・視覚障害者の職域拡大を図る。
- ・【27-2】 ハローワーク、学生職業センター、企業、医療機関、国・地方自治体、教育委員会（学校教職員）等と連携し、就職支援担当の教職員との間で求人、求職状況の情報を交換する。
特にハローワークの障害者就職支援担当部署との連携を強化するため、多くの学生が希望する勤務地域を管轄する全国 5 カ所以上のハローワークとの連携を密接に行う。
- ・【27-3】 学生のニーズ及び雇用ニーズに応じた多様な業種への就職支援を行い、公的機関、地方自治体等への就職希望者に対しては、公務員試験対策講座を複数回実施する。

【28】 経済的支援

経済的困窮者や成績優秀者に対する入学料・授業料猶予、免除制度がより有効となるよう点検し、必要な改善を行う。また、種々の奨学金等に関する情報収集を行い、学生に提供する。

- ・【28-1】 前年度に抽出した課題や 2020 年度から導入予定の高等教育無償化に伴う制度改正等も踏まえ、必要に応じて、入学料・授業料猶予、免除制度の改善案を提案する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【29】 入試広報

アドミッション・ポリシーに基づき、入学者募集基準や教育内容の周知を図る。また、特別支援学校においては、出前授業や説明会を積極的に展開し、一般校においては、障害者の有無を調査するなど、適切かつ広範な広報活動を実施する。

- ・ 【29-1】 前年度に改正したアドミッション・ポリシーに基づく入学者募集基準や教育内容を広く周知するため、説明会やオープンキャンパス等を実施するとともに、障害者が在籍する学校に学部案内等の資料を送付する。
また、前年度に引き続き、特別支援学校や障害生徒の在籍する学校を会場とする説明会等も実施する。

【30】 高大接続、大学入学者選抜の一体的改革への対応

2020年の入試改革に合わせて入試制度を再構築する。全ての入試に面接および学力検査（あるいは小論文）を実施し、「意欲」「人物」「知識・理解力・思考力・表現力」「適性」等を適切に評価する多面的・総合的な選抜を行う。また、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）、高等学校基礎学力テスト（仮称）導入およびそのプレテストの実施状況を鑑み、従来の個別入試、推薦入試、A0入試、社会人入試の入学者選抜方法・内容を見直す。さらに、上記の2つの新テストの導入にあたり特別支援学校と連携して聴覚・視覚障害学生への合理的配慮等に関する意見等を提供する。

- ・ 【30-1】 2020年度及び2021年度入学者を対象とした入試の変更を検討し、随時公表していく。
2020年度入学者については、新しく実施する総合問題（産業、デザイン）と数学との併願形式及びA0の実施内容を決定し、それらの配点も含め周知する。
2021年度入学者については、英語の民間試験における点数の加点方式及び国語の記述式問題の実施内容を決定して周知する。

【31】 編入学の拡大

保健科学部保健学科（理学療法学専攻）においては、平成28年度から2年次編入を導入する。社会人の学び直しや特別支援学校専攻科修了者に対応するため保健科学部保健学科（鍼灸学専攻）では3年次編入を積極的に実施する。また、産業技術学部においては、現行の社会人学び直しプログラムの改善・充実を図りつつ、編入学拡大のための特別支援学校専攻科のカリキュラムや他大学を退学する聴覚障害学生の実際の状況などを調査する。

- ・ 【31-1】 産業技術学部では、特別支援学校専攻科修了者の3年次編入学試験を継続して実施する。
また、特別支援学校との意見交換等も引き続き実施し、さらに編入学拡大をみすえ、社会人経験者や社会人学び直し等の参加者の状況を調査・整理する。

【32】 大学院技術科学研究科の入学者選抜法の改善

研究意欲・研究計画・修了後の目的を持った志願者を確保するために、明確なアドミッション・ポリシーを示すとともに、研究遂行に肝要な研究計画力、分析・考察力を考査する。

- ・ 【32-1】 前年度に改正したアドミッション・ポリシーに掲げた3つの要件を評価する入学者選抜方法を検討し、実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【33】 重点的に取り組む領域

聴覚・視覚障害者の高等教育に関する我が国の中核機関として、聴覚・視覚障害者に対する教育方法の研究、教育機器、教材の開発、障害補償、情報保障システムに関する研究・開発を産業技術学部、保健科学部と共に発展させ、その成果を広く発信しながら、障害者高等教育拠点としての機能を担う。

- ・ 【33-1】 集中的研究開発領域において研究開発された技術等の試行的実施を学内中心に行う。
また、聴覚障害者の遠隔情報保障技術の技術的発展の継続と実際の活用の支援を行うとともに、遠隔情報保障技術及びデジタルワイヤレスシステム補聴システムを実際に作動させ、検証を行う。

【34】 工学・デザイン学複合領域のプロジェクト研究の活性化

産業技術学部における教員組織改革に伴い、複合領域・学際領域の教育への対応を行うとともに、研究においても異分野間の協力体制を整備、複合領域でのプロジェクト研究を活性化させる。

- ・ 【34-1】 複合領域・学際領域への取り組みを含めた新しい教育カリキュラムについて、細部まで検討を行い、最終案をまとめる。

【35】 保健科学部において目指すべき研究

保健科学部附属東西医学統合医療センターを活用した臨床研究体制を整備し、医師・理学療法士・はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師などの医療者や情報科学・福祉工学等の教員間の連携・協力をを行い、東西医学統合医療や高齢者医療に関する研究を推進し、国内外に発信する。また、リハビリテーション部門の拡充や新設したあん摩マッサージ指圧外来などを通して臨床部門における国際的共同研究を実施する。

- ・ 【35-1】 附属東西医学統合医療センターを活用した医工連携・協力体制の下で、国際的共同研究の提携を開始する。
また、リハビリテーション部門と鍼灸・あん摩マッサージ指圧部門の共同プロジェクトを継続し、同プロジェクトの実績を蓄積する。

【36】研究成果の社会への還元

聴覚・視覚障害児・者のための教育及び支援に関する研究成果については、各種支援事業及び機関リポジトリ（NTUT（National University Corporation of Tsukuba University of Technology）リポジトリ）により、大学や特別支援学校等の機関に広く還元する。

また、障害者や高齢者の生活支援、福祉に結びつく研究成果については、関連機関や企業と連携して実用化する。

- ・【36-1】 障害者や高齢者の生活支援、福祉に結びつく研究成果については、関連機関や企業と連携して実用化を目指す。

【37】研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

大学全体としては、障害関係の特定研究分野において科研費の採択件数や国際的研究論文件数を10%増加させ、研究を底上げする。また、各教員の研究については、研究分野ごとに国内外の研究業績を調査・検討し、国際的論文の基準となる Impact Factor 等を明示し、教員の個人評価の研究領域の項目で検証する。

- ・【37-1】 障害関係の特定研究分野における研究水準の向上を図るため、当該分野に係る科研費の採択件数や国際的研究論文件数の増を目指す。

【38】聴覚・視覚障害者に対する合理的配慮を支援する技術開発研究の推進

聴覚・視覚障害の研究成果を活かし、より質の高い情報保障研究を組織的に展開する。また、感覚障害支援研究として新たに「聴覚・視覚障害者に対する技術開発研究」の体制を整備し、グローバルな共同研究ネットワークを通じて、我が国の社会・教育現場に必要とされる研究を先導する。

- ・【38-1】 「聴覚・視覚障害者に対する技術開発研究」の体制を整備し、グローバルな共同研究ネットワークを通じて、我が国の社会・教育現場に必要とされる研究を継続し、聴覚障害学生の就職活動に伴うデジタルワイヤレス補聴システムの活用支援、視覚障害学生（特に中途失明）の DAISY 形式活用支援などを行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【39】適切な研究者等の配置並びに研究資金の配分

重点研究プロジェクトに重点的に資金を配分し、平成 28 年度中に学部や学科等を越えた研究ユニットの編成、外部研究員の採用など大学の研究資源を集中させた研究実施体制に移行する。

- ・【39-1】 学長裁量経費を活用し、学部や学科等を越えた研究ユニット等の編成及び若手教員の活躍を促進するため、これらを重点研究プロジェクトと位置づけ、資金を重点的に配分する。
- ・【39-2】 本学の機能強化構想に掲げる4つの戦略・8つの取組に対して、進捗状況等を勘案した予算配分を行うとともに、戦略の達成に向けた取組を加速化・活性化させるため、法人運営活性支援分を活用し、戦略毎の取組に重点的に配分する。

【40】設備等の活用・整備

研究スペースの再配分や設備マスタープランの見直しにより、聴覚・視覚障害者に対する教育方法の研究、教育機器・教材の開発、障害補償・情報保障システムに関する研究・開発などの重点研究プロジェクトに必要な研究環境設備を確保する。

- ・【40-1】 本学の機能強化構想の実現に必要な不可欠な設備を整備するため、現有設備の更新を含め、機能強化重要設備整備計画を策定し、学内資源の重点配分等により計画的に整備を行う。

【41】知的財産の創出、取得

学内外で行われる研修や講習会への参加により知的財産に関する啓発活動を行うとともに、障害者支援機器の開発等に重点的に取り組む領域において、知的財産の創出と実用化を目指す。

- ・【41-1】 本学が有する聴覚・視覚障害学生への支援や教育に関する知的財産を、地域や社会に点在する教育施設や研究機関等に公開し、連携を進める。

【42】研究活動の評価及び評価結果

障害者教育・研究、障害者情報保障、東西医学統合医療分野で世界・全国的教育研究を推進するために重点研究プロジェクトを中心に評価及び教員の個人評価を実施し、その評価結果をもとにして研究の内容・方針・体制、研究費配分を見直す。評価項目として、国際的論文、国際共同研究発表に加えて、国内外の聴覚・視覚障害者に対する支援ネットワークの連携・構築の実績、教育関係共同利用拠点としての他大学との連携・研究の実績、障害者支援機器・情報保障機器の新規開発の取組などに重点を置く。また、学長裁量経費においては、上記の特色ある分野での評価結果やミッションの再定義に関わる教育・研究内容などに重点を置いた研究費の配分を行う。

- ・【42-1】 自己評価により実施している教員の個人評価について、弾力的な研究費配分に活用できるよう、評価基準を明確にするなど発展的に見直す。
- ・【42-2】 障害者に対する高等教育の内容・方法に関する研究及び情報保障機器等の開発研究など、特定分野に重点を置いた研究力強化や人材育成等の取組みを対象に学内公募を行い、学長のリーダーシップの下、資金を重点的に配分する。

【43】研究実施体制等に関する具体的方策

重点研究領域について、聴覚障害系と視覚障害系が独自性を保ちつつ、必要に応じて一体的な取組のできる体制と環境を平成 30 年度までに整備する。このために学部、学科、専攻を超えた研究実施体制を充実させる。

- ・【43-1】 学部、学科、専攻ごとにデータベース化した研究シーズ集や業績リストを基に、部局を越えた研究実施体制を充実させる。

【44】 大学院技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻における共同研究の推進

産業技術学専攻（聴覚障害）、保健科学専攻（視覚障害）の情報分野との研究連携を図ることにより、情報アクセシビリティ分野の共同研究を推進する。さらに、国内外の大学や研究機関との共同研究、研究発表を通して研究の質を向上させる。

- ・ 【44-1】 産業技術学専攻、保健科学専攻の情報分野と研究連携し、情報アクセシビリティ分野の共同研究を推進しながら国内外の大学や研究機関との共同研究を行う。

3 社会との連携や社会貢献及び地域に志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【45】 社会との連携

聴覚・視覚障害者に係る教育機器、障害補償システム及び学修資料等の研究開発及び成果の公開、情報アクセスを支援する人材（点訳者・音訳者及び手話通訳者等）の育成と技能向上を行う。障害のある学生の支援研究会やシンポジウムを通じて教育・研究成果を公表していく。

- ・ 【45-1】 聴覚・視覚障害者に係る教育機器、障害補償システム及び学修資料等の研究開発及び成果の公開を行うとともに、情報アクセスを支援する人材（点訳者・音訳者及び手話通訳者等）を育成する。
また、障害のある学生の支援研究会やシンポジウムを通じて教育・研究成果の公表を進める。

【46】 他大学等との連携・支援（戦略性が高く意欲的な計画）

本学がこれまでに構築してきた聴覚・視覚障害学生支援のための大学間ネットワークの活動をさらに発展させ、全国の大学等を対象に研修会の開催や FD・SD 研修会への講師派遣、各種資料提供、相談・指導等を行っていくことで、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供に関する知識・ノウハウを全国の大学に浸透させるとともに、全国の大学における聴覚・視覚障害学生の修学環境を充実させる。

特に、聴覚障害系においては、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）の活動を通して、全国の連携大学・機関とともにさまざまなモデル事例を構築していくことで、個々の大学のみでは解決しきれない問題へのアプローチを図るとともに、ここで得られたノウハウを成果物（冊子、DVD、Web コンテンツ等）の形で全国の大学に発信する。

また、聴覚・視覚障害学生の高等教育に関する教育関係共同利用拠点として、本学が有する教育的リソースや支援ノウハウを蓄積したリソースライブラリを構築するとともに、この共同活用を進めることで、全国の大学の教育支援体制向上に寄与する。

- ・ 【46-1】 聴覚・視覚障害学生の高等教育に関する教育関係共同利用拠点として、前年度までに実施した研修会及び人材養成、ノウハウの提供等を継続するとともに、語学教育におけるコンテンツリソースの充実などの取組を行う。

- ・【46-2】 聴覚障害学生支援・コラボレーションスキーム構築事業(T-TAC 後継事業)及び日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)では、合理的配慮に関する相談機関として全国の大学に相談支援サービスを提供していくため、連携大学・機関を中心とした相談支援体制に移行するとともに、各地域における事例共有の活性化を図る。

【47】 特別支援教育への専門的知識・技術の提供と本学教育へのフィードバック

特別支援学校，特別支援学級等の教育機関や関連機関からの要請に応じ，各校に対して聴覚障害児や視覚障害児の指導，支援に関する専門的知識や技術を提供する。また初等，中等教育段階の特別支援教育の状況を把握し，この知見を本学における入試方法や教育課程の改革に役立てる。

- ・【47-1】 特別支援学校，特別支援学級等の教育機関や関連機関からの要請に応じ，各校に対して助言や研修の実施など聴覚障害児や視覚障害児の指導，支援に関する専門的知識や技術を提供する。
- ・【47-2】 産業技術学部においては，都立葛飾ろう学校との連携事業のさらなる充実を図りつつ，前年度までの成果を基に，より効果的な大学入試の検討を進める。

【48】 地域に志向した教育・研究（戦略性が高く意欲的な計画）

機関リポジトリの内容を充実させ強化する。また，県やつくば市等の要請に応じて障害者計画，障害福祉計画，バリアフリー推進，ユニバーサルデザイン研修，障害者スポーツの育成事業等に本学教員が参画し，本学が有する障害者支援のノウハウを提供する。上記のような地域等の要請に応じた事業規模（事業件数，参加人数等）を平成27年度に比べ20%増加させる。

- ・【48-1】 障害者スポーツの育成事業等に参画し，本学が有する障害者支援のノウハウを提供する。特に，筑波大学，県立医療大学との合同イベントを継続して行い，事業規模を平成27年度より16%増加させる。
- ・【48-2】 機関リポジトリの内容の充実・強化から，さらなるリポジトリシステムの安定的な運用を確保するために，JAIRO Cloudへの移行を検討する。

【49】 産学官連携活動の推進

聴覚・視覚障害支援に必要とされる産学官連携活動を推進し，自治体や地域企業等との共同事業件数10%増加を目指す。そのため，新たな企業や研究機関を開拓しつつ，聴覚・視覚障害者の社会貢献領域拡大に応える拠点基盤機能を強化する。

- ・【49-1】 聴覚・視覚障害支援に必要とされる産学官連携活動を推進するため，自治体や地域企業等との共同事業件数の増を目指す。

【50】 部局を越えたプロジェクトチームの形成と研究成果の社会還元（戦略性が高く意欲的な計画）

これまで各部局で行ってきた聴覚・視覚障害者への情報保障技術について、部局を越えたプロジェクトチームを形成し、その成果の社会還元を目指す。

テーマとしては、例えば2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた視覚障害者の選手育成、医・科学的サポート支援及び競技に必要な支援機器の開発等の取組みを行う。これらの事業を通して茨城県及びつくば市、他大学と連携して障害者スポーツ支援を図っていく。また、競技に参加したり、競技を観戦したりする聴覚・視覚障害者への情報保障技術の検討・実現や、東日本大震災のような大規模災害の際に情報弱者となりうる聴覚・視覚障害者への情報保障技術の検討・実現など、社会還元が強く望まれる分野でプロジェクトを立ち上げ、他の研究機関や企業などと協力しながら問題を解決し提言していく。更に、こうした分野での研究を積極的に推進する。

- ・ **【50-1】** 機能強化構想の4つの戦略に関する研究に重点的に取組み、部局を越えた研究プロジェクトを実施し、研究成果等を広く周知するとともに、外部資金等の獲得を目指す。
- ・ **【50-2】** 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた、ブラインドサッカーを中心とした視覚障害者の選手育成及び医・科学的サポート支援を継続する。
また、競技参加や競技観戦の観点から、聴覚・視覚障害者への情報保障技術の研究を継続的に進める。さらに、茨城県、つくば市及び他大学と連携して障害者スポーツ支援を充実させ、障害者のスポーツ教室を引き続き開催することで、障害理解の促進にも寄与する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【51】 諸外国の大学等との教育研究上の交流

新たに国際交流協定を締結したアイオワ大学、マサチューセッツ州立大学ボストン校などの米国の大学を含め、諸外国の大学等との研究者及び学生の交流等により、障害者教育・研究に係る国際交流を推進する。

- ・ **【51-1】** 国際交流加速センターの機能をさらに強化し、国際交流協定締結校等から講師を招き、障害者教育・研究や国際協力・交流をテーマとした国際シンポジウムを開催することや、国際交流協定校との交流を継続するにとどまらず、新たな協定の締結に向けて検討を推進する。
また、諸外国の教育機関や障害者関連組織との研究教育上の連携の実績を踏まえ、国際交流資料室を整備する。

【52】 外国語学習の充実と異文化理解の促進

英語、初修外国語に加えて、障害に配慮した語学学習（アメリカ手話など）を充実させる。さらに学部生、大学院生を対象に協定校を中心とする諸外国の高等教育機関への短期研修派遣、協定校からの受入れを積極的に行い、異文化交流・異文化理解を促進する。このために学生向けの英語サロンやアメリカ手話講座を引き続き開設する。目標海外派遣学生数は全学生の 7%（25 名）（現 5%；18 名）、短期受入数は 6 名（現 4 名）にする。

- ・ 【52-1】 産業技術学部及び保健科学部において、それぞれに留学準備講座、English Lounge 等の課外活動を充実させ、外国語学習や異文化理解の機会を増やす。また、アメリカ手話については、初級修了者が継続して学べる場を設ける。
- ・ 【52-2】 協定校等への短期研修派遣について、派遣先や研修内容の再検討を行うとともに、日本学生支援機構の海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）や大学基金を活用し、学生の留学、留学生受入れをさらに推進する。
また、派遣終了後に事業報告会を開き、学生のプレゼン力の向上に活かすとともに、国際的に活躍する資質を身につけた学生を育成する。

【53】 高等教育におけるアクセシブル・デザインの実現

諸外国言語による情報保障の研究開発、手話、点字を含めた聴覚・視覚障害留学生の日本語等の習得支援並びに学修支援体制を整備する。国際的な手話言語学の潮流を見極めつつ、聴覚障害学生が国際的なコミュニケーション能力を高めるためのリソースとして、日本手話の言語コーパスを開発するとともに、数カ国の拠点とのネットワーク形成を通じて諸外国の手話を学習できる環境を整備する。

- ・ 【53-1】 前年度までに開発した手話表現コーパス及び国際手話教材を活かして、手話言語の構造への理解を深める。
また、国際コミュニケーション能力を高める授業の運用を継続する。さらに、手話言語データの収集及びコーパスの開発を継続して、国際的な手話言語研究拠点とのネットワーク作りを進める。

【54】 教育研究活動に関連した国際貢献

国際的な視覚障害者の職業自立のために、障害者高等教育機関、関係団体との連携を強化し、アジア地域におけるマッサージ教育及びマッサージ業の普及を図るなどの国際貢献活動を充実する。

- ・ 【54-1】 障害者高等教育機関、関係団体との連携を継続し、教員の派遣、教育体制作り、学生の受入れなどの活動を継続する。

(2) 保健科学部附属東西医学統合医療センターに関する目標を達成するための措置

【55】 良質な鍼灸師・あん摩マッサージ指圧師，理学療法士養成

卒前教育および卒後研修の場として個々の能力や障害の程度に応じたマンツーマンの指導体制による質の高い臨床実習（研修）を実施し，臨床カンファレンス，医療安全，感染防止などの研修会を定期的開催し，患者の立場に立った施術を行える医療人を養成する。

- ・【55-1】 研修生による学会発表への積極的な参画の促進や他機関での研修機会の確保など，研修の充実を進めるとともに，前年度に抽出された問題点を基に，さらなる臨床実習の改善を目指す。

【56】 特色ある質の高い東西医学統合医療の提供

東西医学に精通した医師・理学療法士・鍼灸師・あん摩マッサージ指圧師など医療者を配置し，診療，漢方，鍼灸，あん摩マッサージ指圧，リハビリテーション等の外来を実施するなど，日本でも数少ない特色ある質の高い西洋医学と東洋医学を統合した医療を提供するとともに臨床的エビデンスを発信する。

- ・【56-1】 質の高い西洋医学と東洋医学を統合した医療の提供を目指して，鍼灸部門及び診療部門を同時に受診した患者の情報集積を踏まえ，統合による治療効果の増強法を検討する。

【57】 医療サービスの向上と地域貢献

東西医学統合医療に対する個々の患者ニーズに対応し，診療・施術にあたりるとともに，地域の需要に応えるべく健康等の啓発等に関する公開講座などを実施し，医療者間の効率的な連携やつくば市や他の地域医療機関との連携も積極的に行い，地域の医療の向上に貢献する。上記の取組により，受診者数を平成27年度に比べ10%増加させる。

- ・【57-1】 東西医学統合医療に対する個々の患者ニーズに対応し，診療・施術に当たるとともに，地域の需要に応えるべく東西医療に対応した公開講座を実施する。
また，医療者間の効率的な連携や，つくば市及び他の地域の医療機関との連携も積極的に行い，地域の医療の向上に貢献する。
さらに，予防医学の面でも地域医療に貢献するため，インフルエンザの予防接種者数を700～750人に増やす。

【58】 効率的な経営

保健科学部附属東西医学統合医療センターの運営や経営における情報を分析し，西洋医学と東洋医学を統合した特色ある質の高い医療や超高齢化時代に対応したリハビリテーション医療を推進し，診療収入10%増加を達成する。また，ジェネリック医薬品の採用や事務・受付，医療業務の人的配置を合理化するなど効率的な経営を行い，収益を向上させる。

- ・【58-1】 医療センターの運営や経営における情報を分析し、西洋医学と東洋医学を統合した特色ある質の高い医療や、超高齢化時代に対応したリハビリテーション医療を推進する。
また、新規薬品等の採用により、収入を向上させる。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【59】 組織改革等の継続的な実施

「筑波技術大学改革促進ボード（仮称）」を平成 28 年度中に設置し、外部評価や監事監査など各種評価結果等を検証し、各種大学間連携や入学定員の見直しなどの課題に対し柔軟かつ機動的な組織改革を継続的に実施する。

また、ガバナンスの総点検について、学長から監事に要請することで「監事監査計画」に毎年度組み込み、その結果を「筑波技術大学改革促進ボード（仮称）」において検証し、継続的に見直しを行う。

- ・【59-1】 大学機関別認証評価の結果を踏まえ、大学戦略会議において、優先的に改善に取り組むべき課題を整理する。
また、学長から監事への監査事項の要請や、監事から学長への監査結果の報告が円滑に行われることにより、監事の意見が大学改革や大学運営の改善に適切かつ速やかに反映されるよう、監事と学長が定期的に意見交換する機会を確保する。

【60】 IR 機能の強化

政策の立案等各種意思決定に必要なデータ等を情報収集するとともに、適時提供できるような機能を有した学長直属の「情報管理室（仮称）」を平成 28 年度中に設置する。

また、収集した情報については、学長や「筑波技術大学改革促進ボード（仮称）」へ提供することにより、施策立案に活用し大学改革を推進する。

- ・【60-1】 IR 推進室において収集した教育研究活動に関する情報・データを分析・可視化した「筑波技術大学ファクトブック（仮）」の作成を進めるとともに、経営情報も含めた情報・データの効率的な収集・蓄積方法について検討を進める。

【61】 予算配分方針・方法の見直し

学長のリーダーシップのもと大学の機能強化を実現するため、基盤的な教育研究関連経費を安定的に確保しつつ本学の特色をいかした学内資源の再配分を行うため財務分析結果に基づく資源配分の重点化など予算配分方針・方法の見直しを平成 28 年度中に行う。

- ・【61-1】 月次決算として毎月作成している貸借対照表や損益計算書に準じた資料等から得られたデータを活用し、当初予算や補正予算など効率的・効果的な資源の配分を行う。

【62】 監事のサポート体制の充実

これまで同様、監事の役員会、経営協議会、教育研究評議会における意見等聴取の機会を確保するとともに、引き続き財務や会計だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、大学のガバナンス体制等について監査するため、平成28年度中に監査室職員を増員し、サポート体制を充実させる。

- ・【62-1】 監事の意見が大学改革や大学運営の改善に適切かつ速やかに反映されるよう、監事と学長が定期的に意見交換できる機会を確保する。

【63】 運営組織の人事評価システム

教職員の職務行動を適正に評価し、評価結果をフィードバックするとともに、個々の処遇や職務環境の改善に反映させ、個々の職務意識の向上、主体的な能力開発を促進する。

特に教員評価においては、国際貢献活動、国の各種委員等への参画及び国際会議での発表などを評価項目に設定し、大学のグローバル化を推進する。

- ・【63-1】 教員評価の結果を個々の教員にフィードバックし、職務意識の向上、主体的な能力開発を推進する。
また、人事給与マネジメント推進の観点も踏まえ、教員評価の結果を個人の処遇に適切に反映するため、評価基準の見直しや業績給の導入など、教員評価の仕組みの見直しについて具体的検討を行う。

【64】 教育研究組織の構成

時代の変化や中長期的な目標等を踏まえ、重点目標等の遂行を考慮して教職員の配置を見直すとともに、国内外の若手を含めた優秀な人材の採用を可能とするため、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる年俸制教員を10人（現員3人）に増員する。

また、教員の年齢構成の是正を行い、第3期中期目標・中期計画期間中に若手層の全体に占める割合を8%以上とする。

- ・【64-1】 「第3期中期目標・中期計画における若手教員雇用計画」の進捗状況や、人事給与マネジメント推進の観点も踏まえ、さらなる若手教員の採用を推進する。

【65】 教育研究組織の人事評価システム

教育研究組織構成員の教育業績、研究業績、大学運営参加実績、社会的貢献等、多様な活動について、多面的かつ公正な評価基準に基づいて評価し、評価結果を処遇に反映させる。

- ・【65-1】 人事給与マネジメント推進の観点も踏まえ、教員評価の結果を個人の処遇に適切に反映するため、評価基準の見直しや業績給の導入など、教員評価の仕組みの見直しについて具体的検討を行う。

【66】男女共同参画

女性教職員等の参画を推進するため、女性教職員率 35%以上を維持するとともに、役員においては 15%、管理職においては 10%以上の女性比率を目標とし、男女共同参画を推進する。

- ・【66-1】 男女共同参画を推進するため、女性の積極的登用を図るとともに、職員の能力開発研修の実施により女性職員のスキルアップを図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【67】産業技術学部の編成・改革

教育組織（カリキュラムなど）と教員組織の分離を図り、工学・デザインの複合領域などを含めた多様なカリキュラムへの対応や、社会的にニーズが高い学際的・複合的な領域の研究をさらに推進させるために、平成 30 年度までにより柔軟でオープンな教員組織の編成・改革を実施する。

- ・【67-1】 学際的領域の科目を含めた教育課程編成案に基づいて、教員組織の改革案を見直す。

【68】保健科学部の教育改革

視覚障害学生にとって、より魅力あるカリキュラムへの再編を行うと共に、社会の動向を踏まえて、視覚障害者が自立して行くための新たな職域に対応した教育を行うために、平成 30 年度までに既存の学部・学科にとらわれない視覚障害学生の就労に結びつく学科再編を行う。

- ・【68-1】 視覚障害学生にとって、より魅力あるカリキュラムとなるよう、社会の動向を踏まえたカリキュラムへの再編を実施する。

【69】大学院の教育組織の見直し

技術科学研究科保健科学専攻に、現職教員（盲学校・特別支援学校専攻科理療科教員）の専門性向上、学位取得のための鍼灸学コース（リカレント教員対象（仮称））を平成 31 年度までに導入する。

また、情報アクセシビリティ専攻では、社会人の学び直しの受け入れ向上のため、個々の学生の学修・研究時間に対応した時間割編成や遠隔授業を行う。

- ・【69-1】 情報アクセシビリティ専攻では、社会人学生対応に向けて教育課程の編成（遠隔授業と対面授業の再編成）及び遠隔授業におけるシステムの活用を試みる。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【70】共同調達の拡大

他大学との共同調達による内容や対象を拡大し、経費節減に繋げる。

- ・【70-1】 県内8機関で構成する共同調達連絡協議会において、現在行っている共同調達の内容等の確認及び参加機関の拡大（他県の機関の参加等）などについて議論を行う。

【71】 災害時の大学間連携

災害時における大学相互の支援体制を構築するため県内・県外の各1大学以上と連携協定を締結する。また、大規模災害時に弱者となり易い聴覚・視覚障害学生の教育研究活動における情報保障を遠隔で行うなど多面的な支援を連携大学等の要請に応じ積極的に行う。

- ・【71-1】 関東甲信越地区国立大学法人等災害連携協定に基づき、今後必要な取組を進めていくとともに、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）において、連携大学等に対する災害支援の必要が生じた場合に対応できるよう、連携支援体制の構築を行う。

【72】 職員の人材育成

第2期に実施した「若手職員強化プログラム」（選定図書講読会、外部講師による特別講話、課題解決のための他大学比較調査や業務改善への提案、若手職員が自ら行う自己研さんの目標の情報共有）を見直し、益々、多様化・高度化する大学運営に対し、戦略的な取り組みの企画提案ができ、その実施のための学外・学内との折衝や調整が担える、実務処理に偏らないバランスのとれた人材の育成を行うための研修プログラムを平成28年度中に策定し、実施する。

- ・【72-1】 職員に対するアンケートを実施するなどして研修プログラムの検証を行い、必要に応じて研修内容の見直しを図る。

【73】 職員のコミュニケーション能力向上

職員の聴覚障害学生とのコミュニケーション能力を向上させるため、毎年行ってきた新入教職員を中心とした「手話研修」（20時間）に加え、本学の聴覚障害のある教職員および本学に在籍する手話通訳士等と本学の聴覚障害学生の協力を得て、定期的に「CCサロン（コミュニケーションサロン）」（仮称）を平成28年度中に開催する。これらにより学生とのコミュニケーション機会が少ない職員も含めて、あいさつや災害等の緊急時に必要となる手話によるコミュニケーション能力を向上させる。

また、本学教員が作成した「ここからはじめる障害学生支援」（冊子）を全事務職員に配布し、これを教材とした研修会などにより基本的な障害学生支援について啓蒙する。

- ・【73-1】 事務職員を対象とした聴覚障害者支援研修（手話研修）については、未受講者は原則必修として実施するとともに、既受講者に対しても学び直しの機会を提供する。

また、「CCサロン」を引き続き実施するとともに、さらに新任教職員への「ここからはじめる障害学生支援」（冊子）の配布や、当該冊子を教材とした研修時間の追加により基本的な障害学生支援に係る教職員のコミュニケーション能力の向上を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【74】 外部資金獲得の具体的方策

学長のリーダーシップの下、部局を越えた研究チームを編成し、全学的なテーマによる外部資金、寄付金の獲得プロジェクトを複数設け、学内での競争意識を高揚させるとともに、第三者的立場の研究者グループにより助言を行うなど、大学の人的・知識的資源を最大限に活用し、外部資金の獲得（件数10%増加）を促進する。

- ・【74-1】 外部資金の獲得増を図るため、学長裁量経費を活用した競争的資金の見直しや、学内の研究チームの編成及び申請事業（プロジェクト）の見直しを行う。

【75】 民間事業者への障害者支援の手法の提供

障害者差別解消法施行に伴い不当な差別的取り扱いが禁止され、努力義務ではあるが合理的配慮の提供を求められる民間事業者に対し、本学の有する聴覚・視覚障害者への適切な配慮の手法等を積極的に提供することにより、これらの民間事業者との良好な関係を構築し、外部資金・寄付金の獲得に繋げ、かつ、卒業生の就職先の確保を行う。

- ・【75-1】 企業説明会及び文部科学省生涯学習事業等に参加した企業や卒業生が在職する企業を対象に、障害者支援の手法を提供することにより、当該企業等との良好な関係を維持するとともに、研究シーズ集及び企業向け基金パンフレットの活用等により募集活動を活性化し、共同研究、受託研究及び奨学寄附金の新規獲得を目指す。

【76】 全学同窓会組織の整備

全学同窓会組織を整備することにより、卒業生の卒業後の状況を把握し、今後の就職支援や教育内容の改善に繋げるとともに、可能な卒業生への支援も実施することで、本学との連携を深め、寄付者を拡大（5%増加）させる。

- ・【76-1】 寄付者の拡大を図るため、卒業生や教職員OBに対する大学基金のPR活動を充実・強化する。

【77】 保健科学部附属東西医学統合医療センターの経営面等の最適化

保健科学部附属東西医学統合医療センターの診療科（診療医）毎のコスト分析等を行い、経営面・教学面からの総合的な視点により最適化する。

- ・【77-1】 診療科毎のコスト分析及び最適化等について検証を行い、監査法人の意見も参考にし、必要に応じてコスト分析の項目及び内容を見直す。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【78】 管理的経費の抑制に関する具体的方策

業務内容の見直し、外部委託の促進、ペーパーレス化の推進など業務の効率化を進め、定期的にセグメント毎のコスト分析を行い、その結果を周知徹底することで教職員のコスト意識を改革し、人件費を含む管理的経費を抑制し、一般管理費率を6.0%以内にする。

- ・【78-1】 多様な情報収集・分析に活かすための、新たな教務システムの導入など、業務の効率化・改善を実施する。
- ・【78-2】 グラフ等の活用により、財務データを分かりやすく示した財務レポートを作成し、全教職員に配布するなどコスト意識を高めるとともに、平成31年度新規分を除く一般管理費率を前年度以下とする。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【79】 施設等の有効活用

キャンパス内の全ての施設・設備について、利用状況を点検評価し、既得権的な占有を改め、受益者負担制度等の活用によりコスト意識の改革の向上を図るとともに、今後の組織改革に対応した見直しを行うことにより、学長裁量スペースについて、中期目標期間終了時点で現有の10%増加分を確保する。

- ・【79-1】 現行のスペースチャージ適用スペースと学長裁量スペースの範囲及び利用状況を確認し、空きスペースなどの非効率なスペースについて配分等の見直しを行う。
また、現行のスペースチャージ制度の改善点等を検証し、必要に応じて制度の見直しに着手する。

【80】 総合的な施設マネジメント

計画的・効率的な施設の維持管理を行うため、施設の修繕等維持管理計画を策定し、計画的・戦略的（スペース・チャージ等）に財源を確保するとともに、今後のアカデミック・プランを見据えた総合的な施設マネジメントを実施する。

- ・【80-1】 前年度に実施した職員宿舎の現状調査結果を踏まえて、既存施設の有効活用方策などの職員宿舎のあり方の方向性を検討する。

【81】 資金の安定的・効果的な運用

余裕資金の運用にあたっては、社会情勢を考慮しながら、効率性と安全性を総合的に勘案し、最適な資金運用を行い、受取利息額の7.5%増額を目指す。

- ・【81-1】 社会情勢を考慮しながら、運用益の増額を図るため、運用率（運用原資に対する運用額の割合）80%を維持する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【82】 自己点検・評価システムの改善

自己点検・評価においては項目毎に評価者・評価方法及び評価のサイクルを明確にし、第三者評価を含む多様で透明性のある迅速な評価を実施する。また、評価結果のフィードバック方法を明確にし、評価結果が確実に業務の改善に反映される PDCA サイクルを確立する。

- ・【82-1】 大学評価の結果が確実に部局等にフィードバックされ、業務の改善に反映される全学的な PDCA サイクルを確立するため、大学評価システムの見直しを図る。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【83】 効果的・積極的な情報発信

「筑波技術大学広報戦略（仮称）」を平成 28 年度中に策定し、「誰に」「何を」「どうやって」情報発信していくのかを明確にし、かつ、学科等毎に情報収集・発信責任者を設けるなど情報の入手から発信までを体系化することで、効果的・積極的な情報発信を行う。

- ・【83-1】 効果的な情報発信を推進するため、「筑波技術大学広報戦略」を踏まえた取組状況を検証し、必要に応じて広報戦略の見直しを行う。

【84】 アクセシビリティの高い広報活動

障害者団体や特別支援学校等のステークホルダーへの直接的広報活動においては、視覚障害者には、点訳や DAISY 等を活用し、また、聴覚障害者には手話や文字通訳等によるなど受け手側のニーズに配慮したアクセシビリティの高い広報活動を実施する。

- ・【84-1】 これまでの調査・検討結果を踏まえ、ホームページの改修などアクセシビリティの高い広報活動を推進する。

【85】 多言語への対応

外国人留学生の受入れや国際化を踏まえ、ホームページ、リーフレット等各種広報媒体の本学基本情報を多言語に対応させる。

- ・【85-1】 国際交流の活性化に向けて、SNS における多言語化対応などの取組を検討する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【86】新たな施設設備の整備

聴覚・視覚障害者の高等教育に関する我が国の中核機関として4年制大学化，大学院設置によって生じた教室，研究室等の不足（狭隘化）の解消及び他大学への障害者に対する合理的配慮となる情報保障支援体制の充実を図るため，施設設備の整備・活用を計画的に推進する。

- ・【86-1】 老朽化した空調設備の更新を行い，教育研究環境の整備を推進する。

【87】既存施設設備の整備

聴覚・視覚障害者のための教育研究，生活環境としてのバリアフリー化（多目的トイレ，点字ブロックの整備，段差解消等），安全性，情報保障に関する見直しを行うとともに，バリアフリー委員会，障害に対する合理的配慮に関するワーキンググループ及び障害当事者の意見を踏まえキャンパスマスタープランの充実を行う。また，施設設備等の維持管理のために老朽化の点検を行い，整備計画並びに学内情報ネットワークの整備及び適切な管理に関する方策を策定し整備を行う。

- ・【87-1】 既存施設の老朽化対策（インフラ整備の修繕計画）の調査を行い，速やかにインフラ長寿命化計画を策定する。

【88】施設等の有効活用

キャンパス内の全ての施設・設備について，利用状況を点検評価し，既得権的な占有を改め，受益者負担制度等の活用によりコスト意識の改革の向上を図るとともに，今後の組織改革に対応した見直しを行うことにより，学長裁量スペースについて，中期目標期間終了時点で現有の10%増加分を確保する。

- ・【88-1】 現行のスペースチャージ適用スペースと学長裁量スペースの範囲及び利用状況を確認し，空きスペースなどの非効率なスペースについて再配分等の見直しを行う。
また，現行のスペースチャージ制度の改善点等を検証し，必要に応じて制度の見直しに着手する。

【89】総合的な施設マネジメント

計画的・効率的な施設の維持管理を行うため，施設の修繕等維持管理計画を策定し，計画的・戦略的（スペース・チャージ等）に財源を確保するとともに，今後のアカデミック・プランを見据えた総合的な施設マネジメントを実施する。

- ・【89-1】 前年度に実施した職員宿舎の現状調査結果を踏まえて，既存施設の有効活用方策などの職員宿舎のあり方の方向性を検討する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【90】学生の安全確保等

聴覚・視覚障害学生に対する、感染症対策、実験・実習・インターンシップ中の事故対策、健康管理、緊急時の情報伝達・避難体制等に配慮した安全管理、事故防止マニュアルを充実させるとともに、定期的に全学の防災訓練・避難訓練等を実施するなど、学生の安全確保を徹底する。また、重複障害学生に対してヒアリングを実施し、基礎的環境整備を行う。

- ・【90-1】 重複障害に配慮した安全な教育環境の構築が充分であるか検証するため、重複障害学生に対して学内教育環境についてのヒアリングを実施する。

【91】毒物等の安全管理体制

毒物等の管理については、安全衛生委員会の実査により事故等を未然に防止するとともに、学生、教職員に広く安全管理意識を啓蒙する。

- ・【91-1】 最新情報を反映した毒物・劇物等の適切な取扱要領をグループウェアに掲示するなど、毒物・劇物等の適正管理について全ての学生及び教職員に周知・徹底する。
また、毒物・劇物等の管理状況を安全衛生委員会が不定期に実査する。

【92】総合的なリスク管理

業務に係るリスク事象を洗い出し、平成 28 年度中にリスクマップを作成するとともに発生頻度・影響度の高いリスクに関する対応方針（回避、軽減、移転等）を策定することにより、大学全体のリスク管理を統括し、被害を減免する。

- ・【92-1】 リスク管理の精度向上を図るため、全学的な危機管理体制を検証し、必要に応じて充実・強化を図る。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【93】適切なコンプライアンス体制の確立

コンプライアンス体制における管理体制を整備し、服務規律に関するマニュアル等の作成、内部通報体制（窓口）の見直しを行い、より適切なコンプライアンス体制を整備するとともに、研究における不正行為の防止、研究費不正使用の防止等に関するガイドライン、研修・説明会や研究倫理教育に伴う情報保障（点訳、DAISY、手話・文字通訳等）に取り組み、大学や特別支援学校等の機関に広く還元し、教職員の法令遵守の意識を高揚させる。また、障害者福祉に関連した法令の情報収集を行い、立法趣旨に沿った制度や体制の整備、研修の実施を行う。

また、情報セキュリティ対策については、最新の情報事事故事例やセキュリティ対策を学内で共有することにより、コンプライアンスに対する注意喚起と意識向上を推進する。

- ・【93-1】 全学的なコンプライアンス体制を検証し，必要に応じて充実・強化を図るため，現状に照らして適切であるか再確認するとともに，必要に応じて体制の見直しや職員への啓発活動を実施する。
- ・【93-2】 情報セキュリティや個人情報の保護管理に係る注意喚起及び意識向上を図るため，教職員を対象とした研修を行うなど，啓発活動を充実・強化する。

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

587,591 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし。

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合

教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・ライフライン再生	総 額 422	施設整備費補助金 (407)
・小規模改修		(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (15)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

教員については、公募制を一層積極的に活用するとともに、任期付き教員制度を拡充することなどにより、教員の流動性を高める。また、業績評価に基づく年俸制の導入により、優秀な若手教員の雇用を促進する。

事務職員等については、近隣大学との連携の下に人事交流を行うとともに、事務組織の活性化を推進するため、新任職員の採用を計画的に進める。

(参考1) 平成31年度の常勤職員数 166人

また、任期付き職員数の見込みを13人とする。

(参考2) 平成31年度の人件費総額見込み 1,846百万円(退職手当は除く)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 31 年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,426
施設整備費補助金	407
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	15
自己収入	385
授業料及び入学料検定料収入	212
附属病院収入	123
財産処分収入	0
雑収入	50
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	41
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	8
計	3,282
支出	
業務費	2,818
教育研究経費	2,581
診療経費	237
施設整備費	422
船舶建造費	0
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	41
貸付金	0
長期借入金償還金	1
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
計	3,282

[人件費の見積り]

期間中総額 1,846 百万円を支出する (退職手当は除く)。

注) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち, 前年度よりの繰越額からの使用見込額 20 百万円。

2. 収支計画

平成 31 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,955
経常費用	2,955
業務費	2,578
教育研究経費	473
診療経費	81
受託研究費等	21
役員人件費	39
教員人件費	1,309
職員人件費	655
一般管理費	197
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	179
臨時損失	0
収益の部	2,948
経常収益	2,948
運営費交付金収益	2,376
授業料収益	179
入学金収益	29
検定料収益	2
附属病院収益	123
受託研究等収益	21
補助金等収益	0
寄附金収益	20
施設費収益	5
財務収益	0
雑益	50
資産見返運営費交付金等戻入	137
資産見返補助金等戻入	0
資産見返寄付金戻入	6
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	△7
目的積立金取崩益	8
総利益	1

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成31年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,553
業務活動による支出	2,754
投資活動による支出	485
財務活動による支出	43
翌年度への繰越金	271
資金収入	3,553
業務活動による収入	2,845
運営費交付金による収入	2,426
授業料及び入学料検定料による収入	212
附属病院収入	123
受託研究等収入	21
補助金等収入	0
寄附金収入	13
その他の収入	50
投資活動による収入	422
施設費による収入	422
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	286

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

産業技術学部	産業情報学科	140人
	総合デザイン学科	60人
保健科学部	保健学科	120人
	情報システム学科	40人
技術科学研究科	産業技術学専攻	8人
	保健科学専攻	6人
	情報アクセシビリティ専攻	10人